

## 第11回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 平成26年10月23日(木)午後7時～9時10分  
武蔵野商工会議所 4階市民会議室ゼロワンホール
- 2 出席者 委員12名、子ども家庭部長、子ども育成課長、他事務局 7名  
(委員) 榎田会長、宇佐見副会長、伊藤委員、島田委員、加藤委員、中村委員、井原委員、小野寺委員、仁科委員、早川委員、平湯委員、番場委員  
(市・事務局) 大杉子ども家庭部長、平之内子ども育成課長  
齋藤、井田、川越、並木、佐々木、北村、吉野  
(傍聴人) 2名

### 3 次第 (委員発言■、事務局発言○)

#### 開会

- 第11回武蔵野市保育料審議会を開始します。本日は傍聴が2名です。資料説明を事務局からお願いします。
- 会議資料の説明。
- 議事に入ります。参考資料2を基に説明したいと思います。前回の審議の中で、皆さんの合意を得られた点を確認して進めたいと思います。1号認定保育料設定については国基準通りという案がでて、給食費を含めないと。境こども園については、別途徴収を要請する。それができない場合には減額するという方針です。1号認定についてはよろしいでしょうか(一同了承)。**◎ (1号認定は) 国基準通りで進める。給食費は含めない。**  
2号認定の保育料について、いろいろ議論してもらったが、**◎ 2, 3号認定は改定する**という方向でよろしいでしょうか。処遇改善や新制度に伴って、市の負担が増えるということ、主食も含まれないことなどを踏まえて改定するということがよろしいでしょうか。(一同了承)。改定するということが進めます。  
0歳児の保育料は、一律にしたらなどの意見はあったが、全体的な移行としては、費用が沢山掛かっているの、0歳児の保育料表を独立させるということで落ち着いたかと思いますが、いかがでしょうか。(一同了承)。**◎ 0歳児の保育料表は独立させる。**  
保育標準時間と保育短時間の保育料の差額について、資料42をみると、国基準通り短時間を1.7%の差額とするか、保育の時間から11分の8とするか。11分の8にすると、どの所得階層の人も費用負担が現在より下がるが、1.7%とすると一定の階層からは新制度になると、現在より保育料が高くなる人がいる。グループ保育室、家庭福祉員でも同様に。これに対してご意見いただけますでしょうか。
- 短時間保育は8時間であり、標準時間は11時間で、3時間の差があるため、1.7%しか差がないのは小さいので、11分の8が納得しやすい金額ではないかと思います。
- 保護者の方にとって納得できる金額ではないかというご意見です。では**◎ (標準時間・短時間保育の保育料の差) 11分の8**でよろしいでしょうか。(一同了承)  
市の肩代わり分が大きくなりますが、それが市の特色にもなるということです。  
3～5歳のところを検討していきたいと思います。
- 試算表1、2の違いを説明。
- まず、0歳は分けて、1, 2歳。3, 4, 5歳はどうするかというところで、3, 4, 5歳は統合してよろしいでしょうか。
- 0歳を分けるのは良いのだが、最高額が79,000円、4, 5歳児だと39,500円となっており、年収割合からすると、倍程度違うので、もう少し縮められればありがたいと思います。
- 3歳児以降の保育料について、国の最高基準額は3歳児以上で101,000円となっているが、「国の定める単価を上限とする」と注釈があり、101,000円より低く設定しなければならない。4, 5歳児については、43,000円程度が武蔵野市の場合の上限となる。
- 3, 4, 5歳をこれ以上にあげることは難しいということですね。

- 今、委員が言っていたのは、3, 4, 5歳を上げるということではなく、0歳児を下げるという話ですよ。
- 両方考え方はあると思います。
- それもそうだが、3, 4, 5歳も上げて、両方を近づけることができればベターだとは思いますが、最高額に近づいている状況であれば仕方ないのかと。
- 例えば、3, 4, 5歳を独立させるかは置いておいて、3, 4, 5歳を試算表1にして、0歳児を試算表2とすることはできるか。
- できます。
- そうすると、各年齢の保育料が近づくということですね。
- 金額の部分は後で審議しますが、3, 4, 5歳を同一の保育料表でよいでしょうか。市の経費が年齢によって変わり、3歳は少し多いが、0歳に比べて差はない。今回は、0歳は独立させるが、3, 4, 5歳は同一表でも良いでしょうかということになります。
- 統合するもの考え方が2つあると思う。0~5歳になるにつれて保育料がだんだん下がるが、3歳に合わせて4, 5歳を上げるか、4, 5歳に合わせて3歳を下げるという二つがあると思う。  
経費がそれほど変わらないとのことだが、どの程度なのか。
- 資料24が該当する資料です。
- 3歳の公費負担が118万程度、4歳が97万円程度、5歳が95万円程度。5歳と3歳の差が、23万円程度となっている。
- 4, 5歳は、同じ程度だが、3歳と5歳は23万円差がある。それを同じと言ってよいものか。
- これまでの保育料は、4, 5歳の負担率はそれぞれ18.2%、18.5%、3歳は16.8%と負担率は若干低い状況。
- 0歳を独立させたのは、費用面からだった。年齢ごとに保育料を決めると公平かという感じもする。
- 今のところ幼稚園は、直接この事務には携わらないが、今後こども園に保育所がなったり、保育ママやグループ保育室は新しい体形になった時に、保護者側に寄り添った形できめ細やかな保育料とすると、事務的に複雑になる。きめ細やかに対応したいことがある反面、事業所で計算するなどが必要になってくるため、職員の業務が増えてくるということも含んでおいてほしい。  
保育料表を1つにすることは難しいと思う。それを加味して、最終的に3歳を分けるのかどうか。0歳は分けて良いと思う。
- 事務量がかなり増えるだろうということです。  
実際には、小規模保育には3歳以上はいませんので、0歳と、1, 2歳の2つになる。保育所の場合には（園での）徴収がないので、こども園と新制度移行した幼稚園ですね。  
保育所は1~5歳もそれぞれ年齢ごとの表にすればどうかという案、3, 4, 5歳を一つの表にしてはどうかという案もでした。
- 実際に事務作業は増えるのか。市の仕事は増えるのではないかと思うが。
- 認可保育園は市が徴収してくれるが、認可保育園以外は保護者から直接入金してもらわないとならない。収入毎に設定をして銀行処理などをしなければならない。それを事業所ごとにやらなければならない。各年度の市民税額によって徴収しなければならない。保育料を払ってもらえないと事業所の持ち出しになってしまう仕組みに切り替わる。
- 3, 4, 5歳となると幼稚園も対象となる。幼稚園も年少・年中・年長と分けるのかどうか。もう一点は、新制度になって幼稚園が対象となる可能性がある。今の幼稚園のお金の取り方で、どうした方が整合性があるのか。
- 幼稚園の今までの保育料設定は各園に任されています。3歳だけ、クラスの人数を減らせるか、人手を増やしているため保育料にその分を積算して大目に頂くこともあります。3, 4, 5歳を延べにして平均化して保育料を設定している幼稚園もある。どちらかというところの方が簡便なので、この形式が多いかと思います。  
今は一律に年収と関係なく保育料を一定額集めればよいが、新制度になり指定給付園に

なると年収に応じて保育料が変わってくるため事務量は確実に増える。一律の額ではなく、一人ひとりの金額設定をして口座振替等となるだろう。

- ある幼稚園で、3, 4, 5歳を統一して徴収しているところが、この保育料の枠組みが変わるとすると事務作業はどうか。
- 事務作業は個人によって保育料が変わるため、大変に増える。
- 2, 3号ですので、認定こども園の長時間部分、保育所の子どもたちが関係してくるわけです。
- 徴収方法は各事業所でやらなければならないということは定めがあるのか。
- 各事業所で徴収するということが定められている。
- 徴収も大変だが、計算は市で行うのか。
- 階層認定は市で行う。その後に支払っていただくものに関して通知等は事業所で行う。
- 3歳児を分けたのは前回の審議会で分けているが、その経緯をもう一度聞きたい。
- 4, 5歳児のところは配置基準は20対1のところ、3歳児を15対1でやっているの、手厚いという面で切り離れた。ただし今回統合するとしたら、その職員配置が変わらない状況で統合するということが成立するのかどうか。1, 2歳の割合と3歳の割合を一緒とみてもおかしくはないが、感覚的に違う。  
気になっているのは徴収する事務的な負担です。金額設定は市で行い、徴収部分が各園になると。部分的に、試算表1を使い、その事務的な費用を小規模保育などに回すということもあってよいと思う。幼稚園の方も今後新制度に移行することもありえる。そのための人手をつけるということはあるとよいと考える。別の形で補助をつけるということは法律には抵触しないのではないかと思います。ある保育園でも保育士ががんばってやることがありもったいないと感じる。
- 以前は事務手数料の補助があったのだが、合理化の中でなくなった。それが今後事務手数料が増えるので、その分について市が持ちましようというのは考え方としてはできるのではないかと思います。
- 3歳と、4, 5歳を分けて、3, 4, 5歳は、試算表1を使うという考え。そこからでたお金で事務費の手当てをする提案をするということですね。
- 全体の上がった分を、事務費への振り分けるべきだということ意見をすることです。
- 付帯意見などにいれてはどうかと。
- 3, 4, 5歳を統一にするか、3歳を独立させるかどうか。
- 3歳は独立がよいのではないか。
- 0歳と1, 2歳は試算表2、3歳と、4, 5歳は試算表1をベースに使うのはどうか。
- 4, 5歳の表を試算表1, 2と異なるため、どの方向で、4, 5歳児の保育料、3歳児の保育料とするのかを検討していただければ組み換えで対応できる。
- 今の委員のご意見では、0歳、1, 2歳は試算表2として、3歳、4, 5歳を試算表1でベースにしてという意見だったかと。保育の質の確保の財源としても利用できると。
- なおかつ、3歳を表として分けたいということ。
- 3歳は試算表1、4, 5歳は試算表2に設定するとよいのではないか。
- 3, 4, 5歳は前回の審議会で分けていることを尊重して分けるのかどうか。
- 考えてもらわないといけない要素は、1号認定の保育料は国基準としているが、3歳でももう少し安くとなった場合に、1号認定の保育料も再度考えないとならない。8, 11時間保育の保育料の方が4時間保育の保育料より安くなる。4時間しかない子どもの方が率が高くなる可能性があり、最終的に並べた時に1号認定保育料の市の負担分をどの程度持ってもらえばよいのかということになってくる。そうすると市の持ち出しが上がってくる。またその外側にいる人たちの補助の財源を考えないとならない。

ある委員が話しているように、市民合意が取れるのであれば、本来子どもには予算をかけないとならない部分なので、そこまで踏み込んで予算を入れてもらえれば理想的でありがたいものであるが、どこまでが合意形成ができるものか。本来考えなければならない公平・公正ということ考えた時に、私たちが決められる部分と、その外側にある人たちのことも加味しながら考えないとならない。

とにかく負担を少なく少なくだけで議論してはならない。それができれば素敵なことだけれども、その外側の金額がどんどん上がったものであると差が広がってしまう。その辺りも見えるところで調整していただいたり、付帯決議のところでも努力してほしいというお願いすることになるかと思う。

- 見えてくるといところが難しいところだと思いますが、委員からあったのは、1号認定との兼ね合い。
- 0～5歳までの2、3号の費用についての合意形成をとらないと、外側にあるものや、1号認定との差異が次の会議ではわからなくなってしまう。ある委員が言っていたように、まずはやってみて、そこに問題がでないかの確認をしてみた方がよいのではないか。
- 差を縮めるといっても、下げるわけではなく、3、4、5歳を試算表1にすることは上げるということですよ。ですから、試算表2はギリギリのラインで事務局が計算しているもので、3、4、5歳を試算表1にすることで、市の収入は少し増えると。
- 支出が減るだけで、増収はしない。
- 本日合意を形成しなければならないのですが、3、4、5歳を分けるかどうかが決まらないのですが。
- 国が示す、3歳以上の101,000円という上限は実際にはあてにならない数字であり、武蔵野市の場合4万円強で上限に達する可能性がある。差し支えなければ、本日の試算表2を4、5歳児のベースにし、前回の試算表1を3歳のベースにするというようにしていただくことで調整できないかと思います。試算表1の4、5歳の43,000円が上限に近い数値のため、今後認証保育所の認可化やそれ以外の施設が参入してくることなどを考えると4、5歳児については、若干上限から下げておきたい数値です。
- 0歳、1、2歳、4、5歳を試算表2、3歳を試算表1とすると法律に抵触しない状況ですね。
- はい。（徴収基準額の上限について説明）
- ◎0歳、1、2歳は試算表1、3歳は試算表2、4、5歳は試算表1としてよろしいでしょうか。（一同了承）  
前回の3歳の表を独立させた意味を尊重し、◎3歳の表は試算表1とする。ここまででご意見ありますでしょうか。
- 待機児童を解消することを目的として挙げていきたい。
- 職員の処遇改善の部分は付帯等で声を挙げていきたいと思う。新制度になったのになぜ保育料が上がるのかという疑問があるのだが、それだけたくさん新しい施設が増えているということだと思う。新制度で交付が増える以上にさらに多くの施設ができ、待機児童解消にかかる部分でも保育料が上がってしまうところかと思う。
- 今の意見については、待機児童の面などもどこかに記載していきたいと思います。  
では、多子減免について決めていきたいと思います。これまで武蔵野市では30%～70%の減免を行っているが、国基準の一律第2子50%減免となっており、今後は一律50%としてはどうかと事務局案が出されているがどうでしょうか。
- 一律50%にするものの意義はなにか。
- これまでは30～70%で実施していますが、国が一律50%としているので、50%以上にはしななければならない。武蔵野市の特徴として、D10以下の階層については近隣自治体に比べてかなり低めの設定をしている。所得の低い階層についてはすでに配慮しているため、さらに配慮が必要かどうかは審議会で審議いただきたいところです。事務局案としては一律50%としてはどうかということです。
- 国と都で就園奨励費を頂くわけですが、第2子半額、第3子0円となっている。パーセンテージを細かく切られることになると、願わくば、1号認定における就園奨励費がざっくり切れているので、それは市の方で更に乗せて配慮してもらいたいとも考えられると思います。
- 幼稚園の1号が入り、その外側の部分はどうなるのかということもあるかと思いますが、所得の低い層では、すでに保育料表で配慮されている。今まで認可外であったグループ保育室や保育ママも対象として含まれ、対象として増えるため50%でいかがかと思われます。

- 保育園を増やすということもそうなのだが、国全体で考えた時に少子化対策という言葉がよくでてくる。「第2子」などという書き方をしているので、言葉通りとらえて、2番目の子だから半額ということであれば問題ないが、ここでは二人同時、三人同時にということが求められてしまう。それを考えると、2番目、3番目は小学校等へ通っている。子育て世代全般への支援ということであれば、30~70%でもよいのではないかと思うがどうか。
- 下限値は国が示す通り50%としなければならない。幼稚園は小学校3年生まででカウントする。保育所については6歳未満の中で、1番目か2番目等なのでカウントする。  
70%までとするかどうかについては、少子化対策としての保育料減免は50%で配慮しているということで、70%で残した場合には、認可保育所等に入れなかった方などを考えた時にその手当の費用を考えると難しいのではないかと思う。第2子の減免については、市の負担もかなり増えてくることですので、その辺りについてはご議論いただければと思う。
- 第2子、第3子については、認証保育所に入っているお子さんに対しては含めないということか。
- 含めません。認証保育所については、実際の保育料がどの程度か徴収方法がどうなっているかということまでは完全に把握はしていない。課題であるとは思いますが、認可外の助成金での対応を考えていきたい。
- 第2子、第3子については、この給付の範囲体系内に入っているときに、50%にするか50%以上70%までにするのか、どうかということが挙げられているが、どうですか。
- 70%まで設定すると市の負担が大きいのではと思うが、例えば認可外の助成金で、第2子・第3子を考えて時に、そちらも50%等の助成金がでるのであれば、保育料に関しては50%でいくということもあるのかと思う。
- 新保育料案で認可外の差額助成を考えた時に25年度決算と比べると、1億8千万円程度（試算表2）の費用負担増だったことも考えて、どの程度財源を投入することができるのかを考え、一般財源であることも含め、これを含めた上での保育料改定ということまでは言いにくい部分かと思う。
- 就園奨励費の積算から見ても、50%という数値が、外側から見た数値として納得しやすいもの。保育料を手厚くするとすると、認証や幼稚園から見るとどうしてそこだけ手厚いのかという思いがでてくる。そうした折り合いからすると50%でそろえるのは一つの手かなと思う。認証や私学助成などの幼稚園への目配りも必要かと思う。  
ここでは議論できないが、預かり保育を利用すると、受益者負担も増えてくる。幼稚園でも時間として8時間保育をしている子どもはいる。どんどん手厚くすると、一緒に乗ってくれるように市が構築してくれればよいか、ここを手厚くすればするほど、外側との格差が広がってしまう。
- いかがでしょうか。「市民の意見を聞く会」でも認証保育所との格差が上がっていますが、今委員からも新制度に入らない、外側も視野に入れながらとありましたが、いかがでしょうか。それを視野にいれて50%にしてはどうかと意見がありました。
- 私は、外側も視野にいれて70%としてはどうかと言ってきたが、50%が納得しやすいということであればそれでもかまいません。  
事務局側に言いたいのですが、先ほど委員から挙がっていた外側に対する目配りについては、今回大きく書くことになるかと思うが、まさに市民合意を得られるかどうかの部分だと思う。たとえば「市民の意見を聞く会」にたくさんの方が来て、意見を言ってくればよいのだが、それは難しいという中で、もう一つの市民合意は市議会だと思う。本論には入らない付帯決議になるが、幼稚園にも認証にも予算を振り分けるべきだと書いて、市がその通りの案を作っても、最終判断は市議会になるので、それも一つの市民合意だと思う。市議会が了承し、他部署の予算を削るが、子ども関連の予算に振り分けるということであれば、それはそれで良いと思っている。そうした気概をもってやっていただければ50%でも良いと思っている。
- 審議会でご議論いただいていることは報告書の中だけではなく蓄積されていくことですので、最大限尊重し今後を決定していきます。決定するのは市議会だけではなく、市の中でも論議することになりますので、ここで確約することは難しいですが、いただいた意見は

必ず反映して検討していきたいと思います。

- ここでの目配りの中には、特別支援児への何らかのケアも含めて、次回等に考えていただければありがたい。
- 判断材料としてお聞きしたいが、一律50%とした場合、50~70%とした場合の差額はどの程度あるか。
- 第2子がどこにいるのかということで試算することになるが、第2子がどの階層にいるのかになるので今の分布から推測することになるかと思う。今すぐにお示しできる資料はありません。
- 差額が出た時に、負担として耐えられるかどうか重要な判断材料になる。
- 判断材料としては外側の部分だと思います。70%とした時に、認証保育所は第2子について半額になるかというところではない。幼稚園も新制度では50%（第2子）、100%（第3子以降）ということはお示していますが、70%の設定した時に幼稚園に通う人はどうなるのかとなると、試算上かなり大きな数になってくる。第2子の考え方は、保育料の考え方ですが、幼稚園・認証保育所の保育料のことも考えないとならない。今回の保育料改定がどこに振り向けるのかということになる。第2子の部分だけ70%を残すというメリットは少ないのかと思っています。
- 皆さんの理念の話し合いの中では、武蔵野市の子どもたちが、公平に、どの子どもも、障害のある子もない子も必要な保育を受けられるように。金額によって保育を選ぶのではなくという話が出てきたと思います。

第2子を手厚くという方針とするか、外側も視野に入れてとして、そちらを強調するのかと事務局からあったと思います。
- 第2子50%、第3子は100%というのは法律だから変更してはならないということか。認証保育所をどう考えるかだと思うが、認可では第2子は50%、第3子で100%となると外側との格差がどんどん大きくなってしまふ。
- 厚労省の通知があり、第3子は保育料は取れない。第2子は50%以上は取れないとなっている。それ以上保育料を徴収できない。
- 国の基準に対して、市の保育料はすでに低くなっているので、極端な言い方をすると、第2子の50%分まで減免されているとはならないのか。
- 市の定める保育料の50%となっていますので減免が必要です。
- 認可外、幼稚園も視野に入れてということで、第2子を50%減免で統一するという案でよろしいでしょうか。付帯などで子ども達へ公費をとすることは書き込んでいくことでよろしいでしょうか。（一同了承）

では◎**第2子50%（減免）**で進めたいと思います。
- 次回に外側部分との比較、1号認定の保育料の比較を資料としてお願いしたい。あるいは認証保育所に通う人の分布などが見える資料もお願いしたい。
- 実際に認証保育所に通っているお子さんの数は資料38でお示ししていますので、今回の保育料設定にするとどうなるかという資料を提示したいと思います。
- 1号の国基準のものと、キャッシュバックのものも含めて、資料をお願いしたい。
- 1号のとの調整が必要となっていますので、その全体が見える資料ということでお願いしたい。他に保育料に関してご意見有りますか。
- 短時間保育の延長保育を利用した場合の料金も考えなければならないのかと思っている。短時間認定のお子さんが11時間預けたことで、標準時間認定の保育料より高くなってしまふことも考えなければならないのではないのでしょうか。
- 短時間認定のお子さんが通う施設は、家庭的保育と小規模保育の一部です。実際に11時間を超えて利用することは起きえない状況がある。家庭的保育であれば、8時30分~17時の8時間30分となり、30分~1時間程度の延長となるので、武蔵野市の場合は市の肩代わりを入れて11分の8となっているため、超えない程度の数値にはなっているかと思う。
- 基本的には短時間の施設には、長時間の保育が必要なお子さんは少なくなると思われるので、短い時間での延長保育利用になるかと思う。
- 11分の8に設定したことで含むことができる状況ということですね。

答申案に入ります。参考資料1をご覧ください。「はじめに」を修正・追記しました。理念（中段）の「障害をもつ子ども・・・」の一文、下段の数行を追加しています。もう少し盛り込みたい内容を伺いたいと思います。

- 子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれており、新制度が始まるのになぜ保育料があがるのだろうかという理由の一つに施設が増えるということがあると思うが、「地域子ども・子育て支援事業」の充実も要因としてあると思う。今まで幼稚園を含めて家庭で保育しているところへも手厚くなっていくということが挙げられていると思う。

それらを簡単でもよいが、地域として子ども・子育てに対して包括的に公費が投入されているということを武蔵野市としても取り組んでいくということを付帯意見にいらてはどうか。

- 「はじめに」のところで何かありましたらメール等でもいただければと思います。

事務局が決まっていない部分も案を入れていますが、主文は本日決まったことを変更して入れていきますので飛ばして、付帯意見・その他のところで、付帯事項に「認可外保育施設へ通う保護者への配慮について」記載しています。認可外助成金のさらなる充実、認可外対象施設の更なる拡充が挙げられています。

2番目に「認可事業が増えること。それぞれの施設における子どもの育ちをどう保障するのか」。

3番目に「保育料に関係しないものの、子育て世帯へのエール」を盛り込んでほしいという意見がでていたのでこの場所に盛り込んではどうか。

4番目に「市民の意見をどのように聴取するのかについて」を記載してはどうか。

5番目に「保育料設定の定期的な検討・実施について」を入れてはどうかという案が出されているが、これ以外にありますか。

- 認証保育所のことばかりがあり、私立幼稚園については記載が少ない。

- 1番目に、私立幼稚園のことについていれるということでしょうか。

- 1番目に入れた方がよいのか、別建てをして、私立幼稚園などを含めた幼稚園施設の項目を作った方がよいのかどうか。

- まずは私立幼稚園を押さえてもらい、1号給付と私学助成が最初です。別建てで項目を作った方がよいと思う。

特別支援に関わることも記載してほしい。

- 特別支援も別建てで入れたほうがよいでしょうか。

- 「保育園のしおり」では集団保育が可能なお子さんについては、各認可保育所2名となっていますが、集団保育が馴染まない認可保育所に入れない障害児がいらっしゃる。療育はしていない、長い時間（預かり保育を含め）預かっているが、教育的配慮はしているが療育ではない方たちへの目配りと、保護者へのレスパイトが非常に大事になってくる。もともと仕事と両立できるくらい社会がなればよいが、難しい。レスパイトという意味では預かり保育が大事になってくる。ある幼稚園では障害児が預かり保育を利用している割合が多くなっており、その分についてはすべて受益者負担になっているため、預かり保育の利用者への補助などを項目出ししていただければと思います。

- そうしたご意見も盛り込んでいきたいと思います。

- 先ほどの委員の発言（新制度について）はどのあたりに記載した方がよいでしょうか。

- 付帯事項にお願いしたい。子育て支援に関して、保育だけでなく市として取り組んでいきますという形で入れていただきたい。

- 付帯事項については、加筆などご意見を頂戴したいと思います。前回答申にはなかったが、新たな章立てをするなどを新制度に向けてというような話を入れ込むのかどうかという案もあろうかと思ひます。

「その他」に入れる部分や「はじめに」もあるが、「おわりに」もあるので、どのあたりに意見等を入れ込むのかをご審議いただきたい。

- 新制度がなかなか決まらないなかで、保育料を決めていかなければならないという大変な作業でしたが、新制度に対する苦言もこれまで出てきていたかと思いますが、その辺りも

- 含めて記載する形で良いのでしょうか。
- あくまでも審議会は、市長から諮問されたことに対してご協議いただく場ですので、保育料に関することが主体です。ただ、「子ども達にとって」というご意見については、貴重なご意見として残しておいた方がよいと思いますので、「その他のご意見」等にまとめていただき、今後の方向性については「おわりに」で今後どう考えるかと記載いただくこともあるのかと思います。
  - 保育料に関することで主文と内容ということですので、それ以外のところは「その他」、「おわりに」に盛り込んでということです。実際に作ってみてというところかと思いますが。
  - 新制度などについて盛り込みたいことがありましたらご意見をいただきたい。「その他」のところに、反対意見などを盛り込んでいるので、ここに入れ込むことがよいのか、別建てがよいのかは検討したいと思います。
  - 新制度に対する委員の思いなどは、どこか入れられそうな部分を考えていく。他に何かご意見はありますか。
  - 付帯事項の「保育料設定の定期的な検討・実施について」ですが、以前ある委員が言っていたかと思いますが、新制度が絡む時期での保育料設定ですので、見直しが必要だと思います。一回りするといろいろな課題が出てくるのではないかと思いますので、消費税増税後など具体的な時期をいれてはどうか。検証をする機会が直近にあった方がよいのではないかと思いますので、答申の中には次回の保育料審議会をいつまでに開くべきであると提言する方がよいのではないかと思います。
  - 新制度に向けて、子どもプランも策定中で、プランの見直し時期も4年スパンということがあり、次回の見直しが平成29年度～30年度にかけて行われるため、今のご意見を踏まえると平成30年度までにとということも一つの案かと思います。
  - 行政のタイムスケジュールもあると思いますが、今回の保育料設定に関しては、ガラッと変わった新制度の為、3～4年に1回では問題が生じるのではないかと危惧する。保育料審議会という形をとるかは別として、検証する機会を何らかの形で設けないと、問題点が大きくなっている可能性があるのではという危惧感がある。時期を何年にするのかはあるが、直近に検証する機会があった方がよいのではないかと思います。
  - 制度自体がまだ途中段階で、実際に最短でも平成28年度に消費税が10%になるかどうかで変わる制度です。少なくとも消費税がどうなるのか見えないということ、もし平成28年度に新制度の本格実施ですから、それまでに開いても検証はできないかと思います。最短でも平成29年度になるのかと。しかし、国が示している次回の改定時期が平成29年、30年というスパンが見えていますのでその辺りなのかとも思います。
  - 標記の仕方が検討事項ですが、直近になるべく開催を求めたい。2年程度かどうか。
  - 市民からすると消費税増税するかどうかなどの行政的なタイミング・スケジュールは分からない部分ではあるので、なぜ3～4年に1回なのかという標記ができていればまた話は違うのかと思いますがいかがでしょうか。
  - 付帯事項でそうした思いをこの部分に記載いただいて、そのご意見を尊重しつつ、どの頻度で開催するのかは先ほどのご説明も絡んでくるのかと思います。制度が見えない中での決定だったため、直近の見直しが望ましいなどの記載があれば、趣旨としては盛り込まれるのかと感じました。
  - 市の財政として問題が起きない試算はしていると考えてもよいですか。
  - 実際には多子減免、幼稚園の新制度移行や認証保育所の認可化移行の不確定要素が入っているため、そうしたものが入ってくると各園に対する市の肩代わりが発生しますので、相当程度影響はあります。
  - 時期の記載などは検討が必要ということですね。他にありますかでしょうか。
  - 本日の議論を含めて修正が必要ですので、答申案データを委員へ送付しますので、ご意見を頂戴できれば、次回に提案できるかと思いますがいかがでしょうか。
  - リスク管理の観点から、新制度になった時に、広範な予期せざる出来事がでてくることを考えて、その対応として柔軟な見直しの機会を作ることは大事なことであると思う。平成



- 27年4月から新制度が始まるわけですが、実際に保育料の徴収はいつから始まるか。
- 条例に基づきますので最終的には市議会でいつから開始するか決定がされます。事務局としては保育料については適用しなければならないものもありますので、平成27年4月からと考えております。
  - 1年やってみて、まったく予期しないこともでてくることはあり得るのでしょうか。
  - 予期しないというよりは、年によって保護者の状況（収入等）が変わってきますので、そうした変更はあります。年による変動は必ずあります。どの程度を想定外とするのかはありますが、想定していたものとの若干の乖離がある、ないということは起きえることです。保育料表については、例えば平成25年度決算を基にし、できるだけ直近データである26年度の状況を見越して作るとなると、実際の27年度の児童状況は変わってくるものではありません。
  - 次回の答申案の意見締め切りはいつごろにしますか。
  - できれば週明け20日（月）を目安にいただけるとありがたいです。
  - 話を戻してしまいますが、市議会に上程する条例については、どの程度細かい書き込みがあるのか。条例そのものは細かくなく、付帯の資料として細かい数字が入るのか。保育料を決めると動かせなくなるのでしょうか。たとえば問題が発生してきて、見直しが必要となった時に、条例という縛りがかかって動かせなくなるのか、一定のプロセスを踏めば改定できるのかが知りたい。
  - 現在のプロセスとしては、保育料を改定するときは保育料審議会を開催することになっているため、改定の場合には審議会を開催することになります。
  - 最終日の日程確認をお願いします。
  - 10月29日（水）が最も参加者が多かったのもので、その日で開催できればと思います。
  - では29日開催でよろしいでしょうか。次回は最終回で答申案をもとに確認をしていきたいと思っております。
  - 会場は811会議室を確保しています。次回については、（確認）保育料表の確認。（議論）本日の答申案の修正版を議論いただきたいと思っております。
  - 前回のことも踏まえると、長時間の議論が想定される。遅くなることは確実だと思いますので、もし委員の合意形成があれば、少しでも早く始めた方がよいのではないかと思います。
  - 開催時間を18時スタートにできますでしょうか。（数名間に合わない委員あり）保育料の確認は本日の議論を踏まえて確認し、1号の調整をしていくということですが、18時から初めてという形でどうでしょうか。
  - 確認は委員が揃ってからということにして、答申についての部分を徐々にはじめていくという形をとってはいかがか。
  - 18時から始め、答申の部分を先に、保育料表などは全員が揃ってから始めましょう。